

(別紙)

新旧対照表

下線部分は、改正部分

新	旧
<p>こ成母第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日</p> <p>一部改正 こ成母第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日</p> <p>こ成母第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日</p> <p><u>こ成母第 114 号</u> <u>令和 7 年 2 月 14 日</u></p>	<p>こ成母第 36 号 令和 5 年 6 月 30 日</p> <p>一部改正 こ成母第 15 号 令和 6 年 1 月 17 日</p> <p>こ成母第 242 号 令和 6 年 6 月 5 日</p>

新	旧
<p data-bbox="100 295 168 327">別紙</p> <p data-bbox="342 391 869 422">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="100 486 318 518">第1～4 (略)</p> <p data-bbox="100 630 784 662">別添1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p>	<p data-bbox="1124 295 1191 327">別紙</p> <p data-bbox="1368 391 1895 422">母子保健医療対策総合支援事業実施要綱</p> <p data-bbox="1124 486 1344 518">第1～4 (略)</p> <p data-bbox="1124 630 1807 662">別添1 こどもの心の診療ネットワーク事業 (略)</p>

新	旧
<p data-bbox="100 215 190 247">別添2</p> <p data-bbox="414 263 795 295">性と健康の相談センター事業</p> <p data-bbox="100 359 257 391">1 事業目的</p> <p data-bbox="123 406 1108 678">従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。</p> <p data-bbox="100 742 280 774">2 実施主体</p> <p data-bbox="123 790 1108 917">本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の（9）及び（11）の取組については、都道府県とする。なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</p> <p data-bbox="100 981 257 1013">3 事業内容</p> <p data-bbox="145 1029 1108 1109">原則として、次の（1）～（5）の取組を基本事業として行うものとする。なお、（6）～（14）の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。</p> <p data-bbox="123 1125 1108 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援</li> <li>（2）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</li> <li>（3）相談対応を行う相談員の研修養成（<u>企業等向けのプレコンセプションケアに関する相談員の研修養成も含む</u>）</li> <li>（4）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発</li> <li>（5）児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修</li> <li>（6）特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援</li> </ul> </p>	<p data-bbox="1131 215 1220 247">別添2</p> <p data-bbox="1444 263 1825 295">性と健康の相談センター事業</p> <p data-bbox="1131 359 1288 391">1 事業目的</p> <p data-bbox="1153 406 2139 678">従来「生涯を通じた女性の健康支援事業」として、思春期の健康相談、生涯を通じた女性の健康の保持増進、不妊症や不育症、若年妊娠等、妊娠・出産をとりまく様々な悩み等へのサポート等を実施してきたが、プレコンセプションケア（男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識の普及を図り、健康管理を促す取組）を含め、男女問わず性や生殖に関する健康支援を総合的に推進し、ライフステージに応じた切れ目のない健康支援を実施することを目的とする。</p> <p data-bbox="1131 742 1310 774">2 実施主体</p> <p data-bbox="1153 790 2139 917">本事業の実施主体は、都道府県、指定都市及び中核市（以下「都道府県等」という。）とする。ただし、3の（9）及び（11）の取組については、都道府県とする。なお、事業の全部又は一部を民間事業者等に委託することができる。</p> <p data-bbox="1131 981 1288 1013">3 事業内容</p> <p data-bbox="1176 1029 2139 1109">原則として、次の（1）～（5）の取組を基本事業として行うものとする。なお、（6）～（12）の取組については、地域の実情に応じて行うものとする。</p> <p data-bbox="1153 1125 2139 1444"> <ul style="list-style-type: none"> <li>（1）思春期、妊娠・出産、不妊・不育等に関する専門的な相談支援</li> <li>（2）生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</li> <li>（3）相談対応を行う相談員の研修養成</li> <li>（4）男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する普及啓発</li> <li>（5）児童・生徒向けの性に関する教育等を行う専門家等に対する研修</li> <li>（6）特定妊婦や若年妊婦等に対する産科婦人科受診等支援</li> </ul> </p>

新	旧
<p>(7) 若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保</p> <p>(8) 出生前遺伝学的検査 (NIPT) に関する専門的な相談支援</p> <p>(9) HTLV-1 等母子感染対策協議会の設置等</p> <p>(10) 不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備</p> <p>(11) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援</p> <p><u>(12) 医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援</u></p> <p><u>(13) 性と健康の相談支援センターや委託先の医療機関等のオンライン相談の初期設備整備</u></p> <p>(14) その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援</p>	<p>(7) 若年妊婦等に対する SNS やアウトリーチによる相談支援、緊急一時的な居場所の確保</p> <p>(8) 出生前遺伝学的検査 (NIPT) に関する専門的な相談支援</p> <p>(9) HTLV-1 母子感染対策協議会の設置等</p> <p>(10) 不妊症・不育症患者等の支援のためのネットワーク整備</p> <p>(11) 基礎疾患のある妊産婦等への妊娠と薬に関する相談支援</p> <p>(12) その他都道府県内の母子保健の推進のために必要な健康支援</p>
<p>4 実施方法</p> <p>(1) 3 (1) ~ (5) による基本事業</p> <p>① 対象者 思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者、<u>企業等の労務担当職員等</u> (避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む)</p> <p>② 内容 都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。</p> <p>ア 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</p> <p>イ 相談指導を行う相談員の研修養成 <u>(企業等向けのプレコンセプションケアに関する相談員の研修養成も含む)</u></p> <p>ウ 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発</p> <p>エ 学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への</p>	<p>4 実施方法</p> <p>(1) 3 (1) ~ (5) による基本事業</p> <p>① 対象者 思春期、妊娠、出産等の各ライフステージに応じた相談を希望する者 (避妊や性感染症等の性行為に関する相談、予期せぬ妊娠、メンタルヘルスケア、不妊症相談を含む)</p> <p>② 内容 都道府県等は、原則として、次に掲げる全ての取組を行うこととする。</p> <p>ア 生殖や妊娠・出産に係る正しい知識等に関する講演会の開催</p> <p>イ 相談指導を行う相談員の研修養成</p> <p>ウ 男女の性や生殖、妊娠・出産、不妊治療等に関する医学的・科学的知見の普及啓発</p> <p>エ 学校で児童・生徒向けに性に関する教育等を実施する医師や助産師等への</p>

新	旧
<p>研修会等</p> <p>オ 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む、妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援（不妊治療と仕事の両立に関する相談対応を含む。）</p> <p>③ ～ ④ （略）</p> <p>（2） ～ （4） （略）</p> <p>（5） 3（9）によるHTLV-1 <b>等</b>母子感染対策協議会の設置等</p> <p>① 内容</p> <p>ア HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策協議会の設置</p> <p>（ア）都道府県は、HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策協議会を設置するものとする。</p> <p>（イ）HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</p> <p>i 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査<b>等</b>の適切な実施に関する事項</p> <p>ii HTLV-1 <b>等</b>母子感染に係る相談窓口に関する事項</p> <p>iii HTLV-1 <b>等</b>母子感染に関する普及啓発に関する事項</p> <p>iv HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</p> <p>v HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</p> <p>vi HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策の評価に関する事項</p> <p>vii その他 HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>イ HTLV-1 等母子感染対策関係者研修事業</p> <p>（ア）都道府県は、医療機関において HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策に携わる医師、助産</p>	<p>研修会等</p> <p>オ 不妊症・不育症や予期せぬ妊娠を含む、妊娠・出産、思春期や性の悩み等を有する男女への専門的な相談支援（不妊治療と仕事の両立に関する相談対応を含む。）</p> <p>③ ～ ④ （略）</p> <p>（2） ～ （4） （略）</p> <p>（5） 3（9）によるHTLV-1 母子感染対策協議会の設置等</p> <p>① 内容</p> <p>ア HTLV-1 母子感染対策協議会の設置</p> <p>（ア）都道府県は、HTLV-1 母子感染対策の体制整備を図るため、関係行政機関、医療関係団体、有識者等をもって構成する HTLV-1 母子感染対策協議会を設置するものとする。</p> <p>（イ）HTLV-1 母子感染対策協議会においては、次に掲げる事項に関し、地域の実情に応じて検討及び協議を行うものとする。</p> <p>i 妊婦に対する HTLV-1 抗体検査の適切な実施に関する事項</p> <p>ii HTLV-1 母子感染に係る相談窓口に関する事項</p> <p>iii HTLV-1 母子感染に関する普及啓発に関する事項</p> <p>iv HTLV-1 母子感染対策に携わる関係者の研修及びその他保健指導の向上に関する事項</p> <p>v HTLV-1 母子感染対策に係る医療機関の連携に関する事項</p> <p>vi HTLV-1 母子感染対策の評価に関する事項</p> <p>vii その他 HTLV-1 母子感染対策の体制整備に関する事項</p> <p>イ HTLV-1 母子感染対策関係者研修事業</p> <p>（ア）都道府県は、医療機関において HTLV-1 母子感染対策に携わる医師、助産</p>

新	旧
<p>産師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</p> <p>(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等） <b>等</b>に関する基本的事項</li> <li>ii HTLV-1 <b>等</b>母子感染に関する基本的事項</li> <li>iii HTLV-1 <b>等</b>母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</li> <li>iv その他 HTLV-1 <b>等</b>母子感染対策に関して必要な事項</li> </ul> <p>ウ HTLV-1 <b>等</b>母子感染普及啓発事業</p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 <b>等</b>母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</p> <p>② 留意事項</p> <p><b>HTLV-1 に関する</b>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p> <p><b>(8) 3 (12) による医療機関等に委託するプレコンセプションケアに関する相談支援</b></p> <p>① 対象者</p> <p><b>将来の妊娠・出産等に関する相談について、相談を希望する男女</b></p>	<p>師、看護師、市区町村の職員等に対し、HTLV-1 母子感染対策に必要な基本的・専門的知識等を習得させるための研修を行うものとする。</p> <p>(イ) 研修する事項は以下のとおりとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>i HTLV-1 及び HTLV-1 感染が原因で発症する疾病（成人 T 細胞白血病等）に関する基本的事項</li> <li>ii HTLV-1 母子感染に関する基本的事項</li> <li>iii HTLV-1 母子感染に係る保健指導及びカウンセリングに関する事項</li> <li>iv その他 HTLV-1 母子感染対策に関して必要な事項</li> </ul> <p>ウ HTLV-1 母子感染普及啓発事業</p> <p>都道府県は、リーフレットやポスター等を作成する等により、HTLV-1 母子感染について妊婦等へ普及啓発を行うものとする。</p> <p>② 留意事項</p> <p>事業の実施にあたっては以下の通知を参考にすること。</p> <p>「ヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 母子感染に関する情報の提供について」(平成 22 年 6 月 8 日雇児母発 0608 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「妊婦健康診査におけるヒト白血病ウイルス-1 型 (HTLV-1) 抗体検査の実施について」(平成 22 年 11 月 1 日雇児母発 1101 第 2 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知)、「HTLV-1 総合対策について」(平成 22 年 12 月 20 日健発 1220 第 5 号、雇児発 1220 第 1 号、厚生労働省健康局長、雇用均等・児童家庭局長連名通知)</p> <p>(6) ~ (7) (略)</p>

新	旧
<p><u>② 実施担当者</u>  <u>医師、保健師、助産師、看護師又は管理栄養士を実施担当者とし、その他事業を実施するに当たり必要な者を配置できる。</u></p> <p><u>③ 内容</u>  <u>男女ともに性や妊娠・出産に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うため、医療機関等へ委託し、将来の妊娠・出産等に関する相談（オンライン相談も含む）を実施する。</u></p> <p><u>④ 留意事項</u>  <u>ア 当該相談支援は、保険診療の場合は補助対象外とする。</u>  <u>イ 当該相談支援では、検査や診断は対象外とする。また、一連の検査や診断の中で、それに附随するカウンセリングも対象外とする。</u></p> <p><u>(9) 3 (13) 性と健康の相談支援センターや委託先の医療機関等のオンライン相談の初期設備整備</u></p> <p><u>① 対象</u>  <u>3 (1) ～ (5) 、 (12) の事業を実施している都道府県等又は委託先の民間事業者等のうち、事業の実施場所において、オンライン相談の設備を有していない場合。</u></p> <p><u>② 内容</u>  <u>①に規定する実施場所において、オンライン相談を実施するための専用の情報通信機器等（パソコン、タブレット（スマートフォンは除く。）、カメラ、マイク、ヘッドセット、ルーター等）の整備を行う。</u></p> <p><u>③ 留意事項</u>  <u>ア ②の整備を行うための初期経費を補助対象とし、リース料、保守費用、通信費等の経常的な経費は補助対象外とする。</u>  <u>イ すでにオンライン相談を実施している実施場所は補助対象外とする。</u></p>	

新

別添3 ～ 別添16 (略)

旧

別添3 ～ 別添16 (略)